平成18年4月1日から 介護保険が新しく変わります

介護保険制度はスタートから６年、介護を社会全体で支える制度として定着してきました。
その一方で、要介護者、中でも要支援や要介護１の軽度要介護者の数が急増し、給付される費用も年々増大しています。そこで2025年をピークとする高齢社会に向け、制度を安定的に運営するために要介護者を増やさない、重症化させない取り組みが必要となってきましたので、新たに新予防給付がスタートします。
現在の要支援や要介護１は新しい介護区分に分けられます。新しい介護区分には要支援１と要支援２が新設されいずれも介護予防給付になります。
要支援１と要支援２は地域包括支援センターが窓口となって契約し介護予防計画をたてます。

現在居宅サービス計画を居宅介護事業者に依頼されている方へ
介護認定により介護区分が予防給付か介護給付に分けられます。認定がおりましたら各窓口においでください。

要支援　１
要支援　２
→ **介護保険の介護予防サービス**
（介護予防給付）
介護保険の対象者ですが、要介護状態が軽く心身機能の改善の可能性が高い人などが受けるサービスです。
→ 利用の手続きは地域包括支援センターへ

新しくできました

要介護　１
要介護　２
要介護　３
要介護　４
要介護　５
→ **介護保険の介護サービス**
（介護給付）
住みなれた町や家で自立した生活を支援するためにさまざまな介護を提供するサービスです。
→ 利用の手続きは居宅介護支援事業者へ

非該当
→ **市町村が行う介護予防サービス**
（地域支援事業）
介護保険対象にはなりませんが、生活機能の低下している人や、将来的に介護が必要となるおそれが高い人を対象とするサービスです。
→ ご相談は地域包括支援センターへ
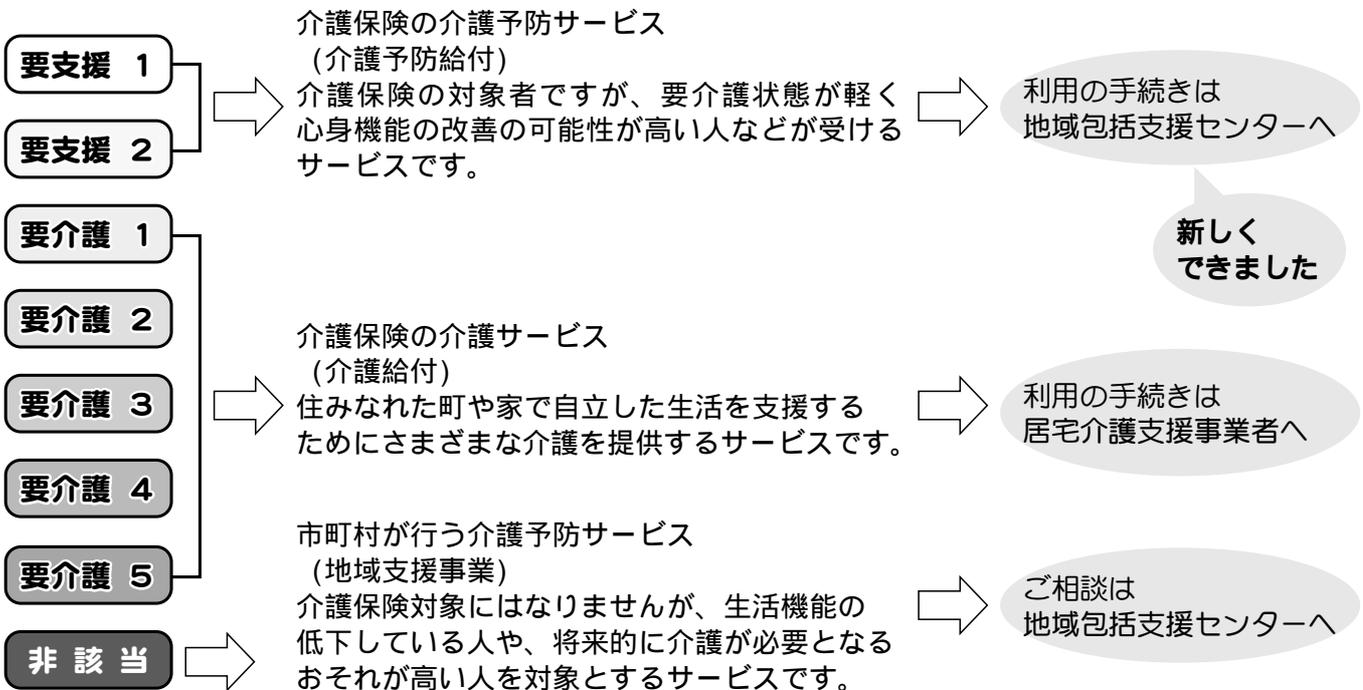
【問い合わせ先】保険課　介護保険係（☎53－3118）

平成18年４月１日から 地域包括支援センターが設置されます

地域包括支援センターとは
保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となって、介護予防に関するマネージメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行うところです。

介護予防に関する事業　／　地域の高齢者への総合的な支援　／　地域によるさまざまな事業

窓口
- 旧土佐山田町・・・本所（ＮＴＴ事務所１階＝福祉事務所横）（☎53－3127）
- 旧　香　北　町・・・香北町保健福祉センター内（☎59－3151）
- 旧　物　部　村・・・物部支所内（☎58－3111）

【問い合わせ先】保険課地域包括支援センター準備係（☎53－3127）